

社会福祉法人千喜利会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人千喜利会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは理事及び監事を、評議員を役員等という。

(役員及び役員等の報酬等)

第3条 当法人の役員及び役員等の報酬は、支給しないものとする。

(費用)

第4条 理事会及び評議委員会において生じる費用は、領収証等による確認がとれるものについて支払うこととする。役員、役員等が出張する場合は、交通費（車代含む）などの旅費を別に定める旅費規程において支払う場合がある。

(兼務役員)

第5条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規定を適用することができる。

附 則

1 この規定は、平成29年4月1日より施行する。